

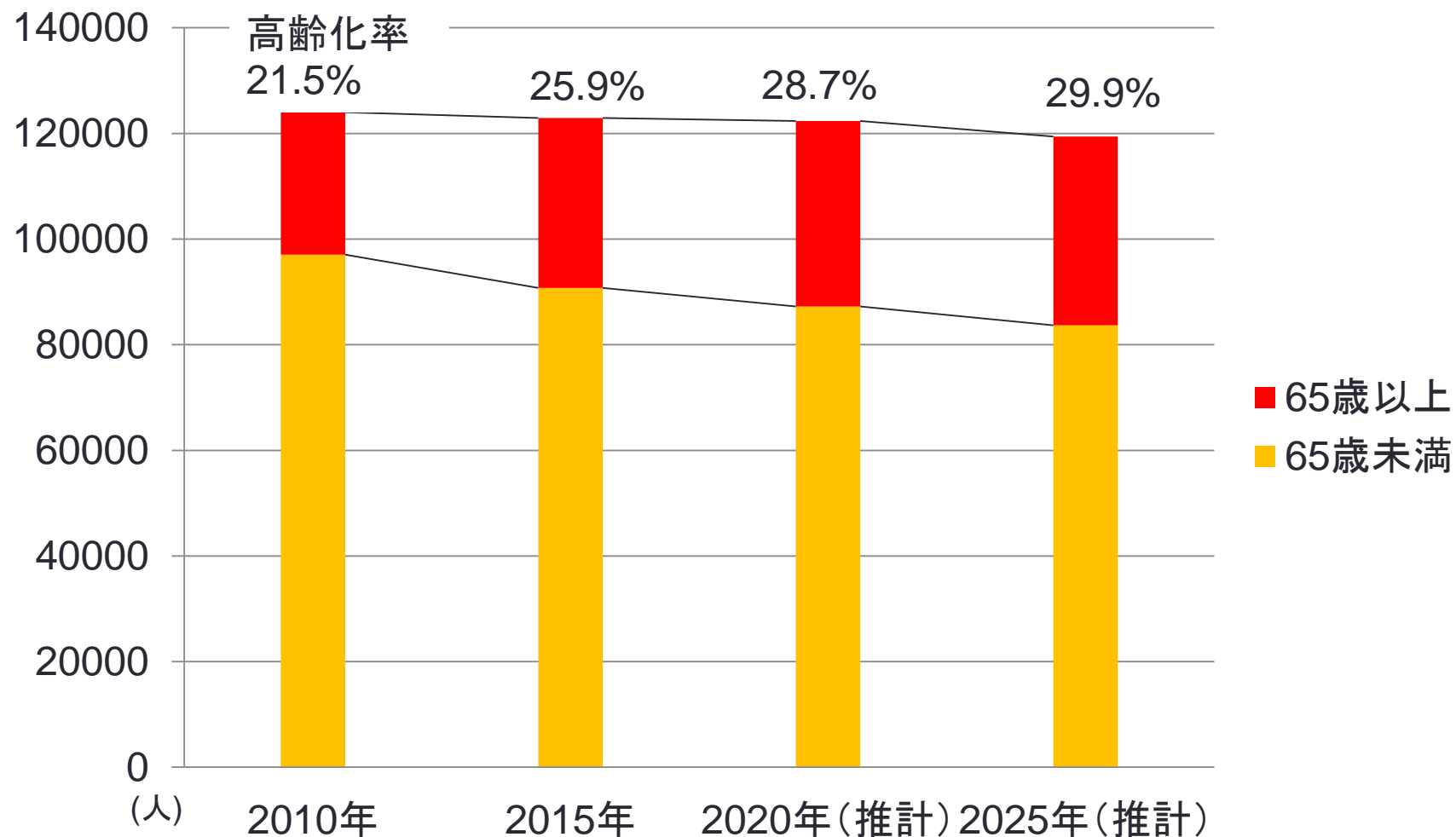
介護予防・日常生活支援総合事業 説明会

檀原市 地域包括支援課
令和元年8月28日

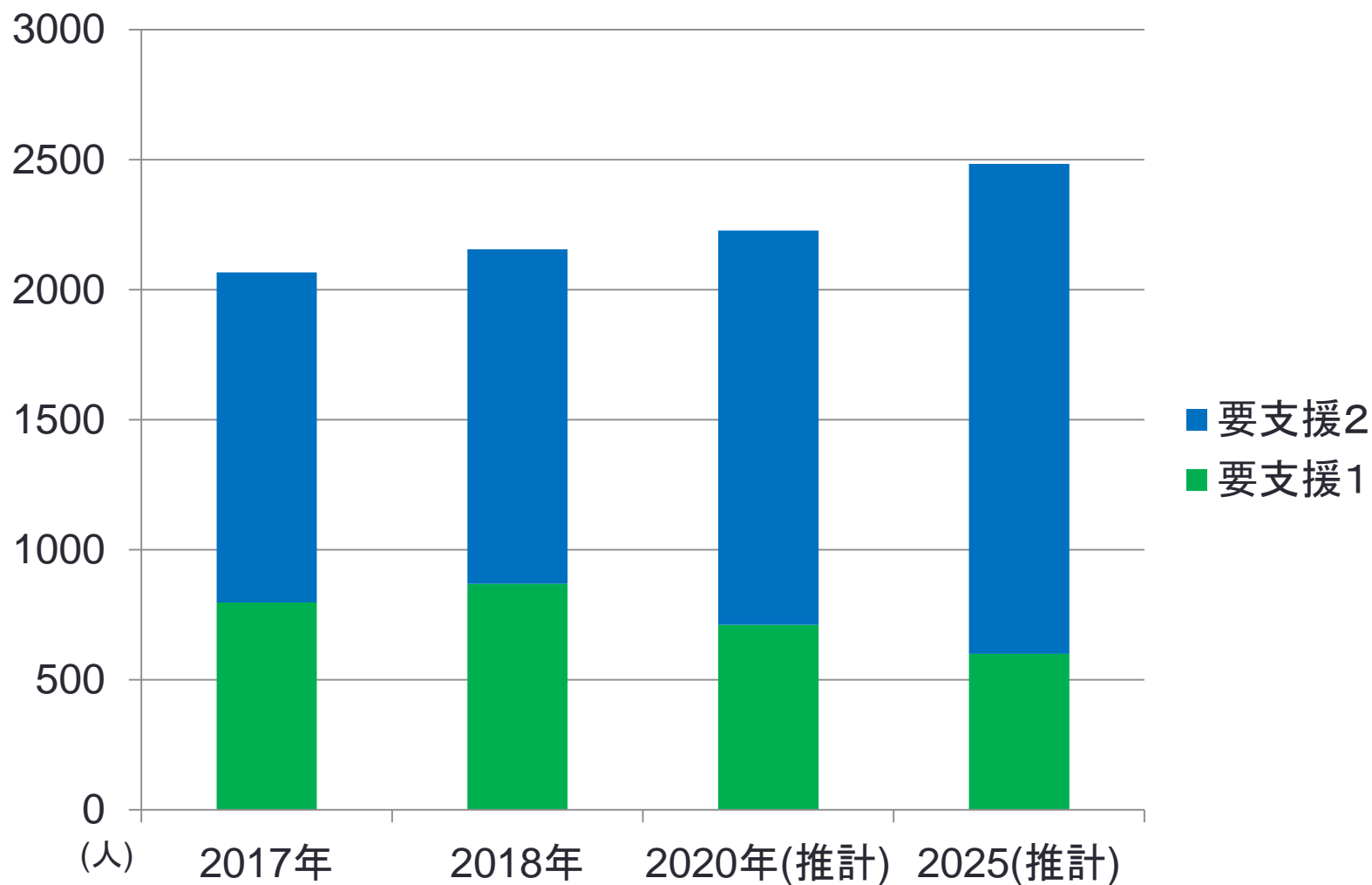
本日の内容

- ① 総合事業について
- ② 10月からの単位改定について
— 質疑応答 —
- ③ Q & Aの記載内容の確認について
- ④ 実地指導について
- ⑤ その他

檀原市の人口について



檀原市における要支援者数の推移



檀原市も例にもれず、高齢化はぐんぐん進む予定です。それに合わせて認定者数も増加していきます。

高齢者が住みなれた地域で暮らしていくためには、ますます自立支援の視点が必要になってきます。



①総合事業について

総合事業とは

総合事業

i 介護予防・生活支援サービス事業
(第1号事業)

対象: 要支援1・2、事業対象者

ii 一般介護予防事業

対象: 第1号被保険者

i 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- 訪問型サービスA(基準緩和)
- シルバー人材センター会員による生活援助
- 訪問型サービスC(短期集中)

通所型サービス

- 通所型サービスA(基準緩和)
- 通所型サービスC(短期集中)

介護予防ケアマネジメント

ii 一般介護予防事業

介護予防普及啓発事業

- 元気はつらつ体操教室
- シニア塾
- 介護予防セミナー

地域介護予防活動支援事業

- ふれあいサロン(社会福祉協議会に委託)
- 元気な一歩会

地域リハビリテーション活動支援事業

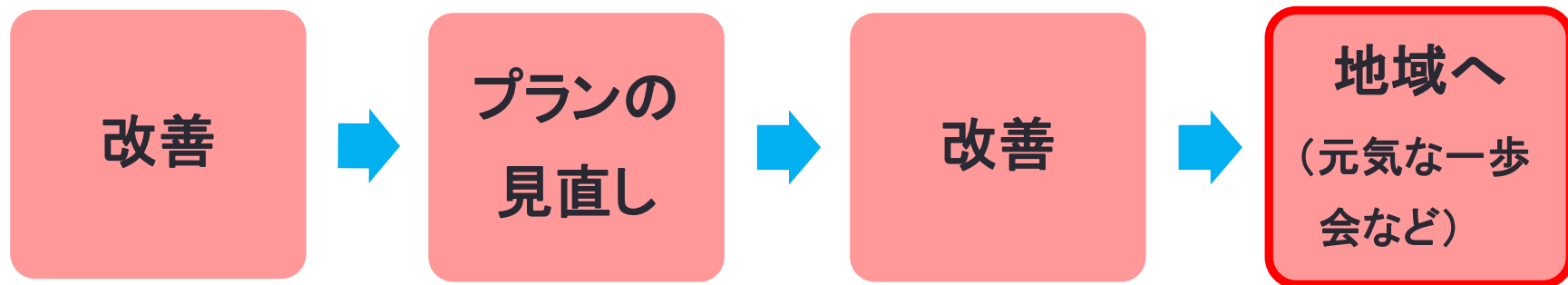
- 地域ケア会議へ専門職を派遣

自立に向けたプラン・サービス



- ・プラン作成前のサービスの先行は基本、ありません。
- ・プランは、利用者の自立支援を第一に作成されます。
- ・要支援2だからといって、週2回利用が当たり前ではありません。利用者の状態に合わせたプランが作成されます。

自立に向けて



・完全にサービスを使わなくなることだけが自立ではありませんが、高齢であることをできない理由にするのではなく、できることは自分ですという目標を持つことが大切です。その結果、少しずつ地域に戻り、いつまでも住み慣れた場所で暮らしていくことが可能になります。

ii 一般介護予防事業

介護予防普及啓発事業

- 元気はつらつ体操教室
- シニア塾
- 介護予防セミナー

地域介護予防活動支援事業

- ふれあいサロン
- 元気な一歩会

②10月からの単位改定について

支給限度額が変わります

支給限度額

要支援1	5,003単位⇒5,032単位
要支援2	10,473単位⇒10,531単位
事業対象者	5,003単位⇒5,032単位
※利用者の状態により、市長が特に必要と認めた場合	10,473単位⇒10,531単位

※被保険者証については、
読み替えで対応をお願いします。

訪問型サービス

生活援助型(A3)

225単位⇒**現行のまま**

身体介護型(A3)

週1回 266単位⇒**267単位**

週2回 270単位⇒**271単位**

週3回以上 285単位⇒**286単位**

訪問型サービス

月上限(A3)

週1回	1, 168単位⇒1, 172単位
週2回	2, 335単位⇒2, 342単位
週3回以上	3, 704単位⇒3, 715単位

初回加算(A3)

初回加算	200単位⇒現行のまま
------	-------------

訪問型サービス

訪問型サービスC(A4)

850単位⇒**現行のまま**

初回加算300単位⇒**現行のまま**

通所型サービス

通所型サービスA(A7) 半日

週1回 265単位⇒**266単位**

週2回 272単位⇒**274単位**

通所型サービスA(A7) 1日

週1回 378単位⇒**380単位**

週2回 389単位⇒**391単位**

コード表では5回まで算定できるとありますが、要支援1の方は4回までです。

通所型サービス

月上限(A7)

週1回 1,647単位⇒1,655単位

週2回 3,377単位⇒3,393単位

通所型サービスC(A8)

1～3ヶ月 470単位⇒現行のまま

4～6ヶ月 440単位⇒442単位

※利用者負担は変わりません

通所型サービス

その他加算については、現行のままです。

半日入浴加算	50単位	} 半日デイのみ
リハビリテーション職員配置加算 (PT、OT、ST)	50単位	
運動器機能向上加算	225単位	} 個別計画が あります。
栄養改善加算	150単位	
口腔機能向上加算	150単位	
選択的サービス複数実施加算	480単位	

介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント

A 430単位⇒431単位

B 209単位⇒210単位

C 209単位⇒210単位

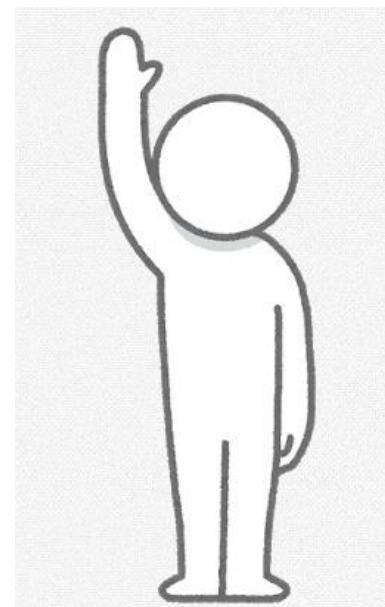
初回加算 300単位⇒現行のまま

新しいコード表は9月5日までに
榎原市ホームページに掲載する
予定ですので、ご確認をお願い
いたします。



質疑応答

単位改定に関して、ご質問のある方は
挙手をお願いいたします。



③Q & Aの記載内容の確認について

サービス提供時間について(訪問型サービス)

- ・生活援助

45分・・・算定基準の下限であり、プランに位置づけられたサービスであれば、45分以上となることをもって実費対応とすることはできません。

※ただし、訪問型サービスの範囲を超えたサービスについて、実費対応を妨げるものではありません。

サービス提供時間について(通所型サービス)

- ・半日のデイサービス
4時間未満・・・3時間から4時間
- ・1日のデイサービス
4時間以上・・・6時間から8時間

送迎時間は
含みません

※利用者の心身の状態によっては、ケアプランに位置づけることにより半日であれば2時間、1日であれば4～5時間の利用も想定できます。

振り替えについて(訪問型・通所型サービス)

プランにある回数・曜日にサービスを提供するのが基本です！そのためにも、サービスの担当者はプランの内容を理解しておくことが必要です。

※振り替えを行う前に・・・

本人の自立支援に必要かどうか
を事業所・ケアマネ間で確認してください。